原子力政策の当面する課題

原子力委員会委員長 近藤駿介

ただいまご紹介にあずかりました近藤です。本日はお招きいただき、皆様にわが国の原子力政策の当面する課題についてお話する機会を与えてくだいました茨城県議会議長の石川様に厚く御礼を申し上げます。また、会場におられる茨城県政を担う皆様には、日頃、わが国原子力政策の円滑な推進に一方ならぬご尽力とご高配を賜っておりますこと、誠にありがたく、この場をお借りしまして、心から御礼を申し上げます。本日は、折角お時間を頂戴いたしましたので、ひとつは原子力委員会の仕事について、二つ目に原子力政策の基本的方向について、そして三つ目にその方向に関して関係者にどんな取組をお願いし、あるいは期待しているかについてお話したいと思います

皆様ご高承のとおり、我が国の原子力の研究、開発及び利用は、原爆の惨禍から間もない1955年に原子力基本法を制定して開始され、以来、今日に至るまで、この法律の定めるところに従い、行われてきました。原子力委員会の重要な任務は、わが国の原子力の研究開発利用活動が、この法律の定めるように、厳に平和利用に限ることを担保するとともに、エネルギー資源を確保し、学術の進歩と産業の振興とを図る等の目的を達成できるようにするための国の施策を計画的に遂行するために、必要な企画、審議及び決定を行うことです。この際の基本的考え方を示したのが原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画です。2000年11月に策定された現行の長期計画は、その審議の最中にJCO事故が発生して、我が国の原子力推進体制に対する国民の不信が極限に達したといっても過言ではない状況で策定されましたので、原子力政策を進めるにあたっては国民・社会・国際社会の理解と信頼を得ていくことが大前提としつつ、21世紀社会における原子力科学技術の意義、役割を国民に訴えるものになっています。

ところで、この計画策定後、原子力行政組織は大きく変更され、原子力委員会は原 子力安全委員会とともに、新設の内閣府におかれることになりました。さらに、国 会がエネルギー政策基本法を制定して、エネルギー基本計画が内閣より国会に報告されることとなり、内閣府におかれた総合科学技術会議が科学技術政策に関する総合調整機能を発揮するようになりました。この結果、原子力に係る行政活動は、政策は原子力委員会が決定するものの、経済産業省や文科省が自らの責任において企画・推進することになったのです。

原子力委員会は、これにも拘わらず、わが国の原子力活動が原子力基本法が定める公共の福祉に役立つものであるようにする観点から、1)原子力に係る活動の基盤となる、安全の確保、平和利用の担保、国民・地域社会との相互理解、廃棄物の適切な管理・処分にむけての取組を充実すること、2)原子力のエネルギー利用に係る活動を、その特徴を伸ばし、欠点を克服する努力を怠らずに継続的に推進して、エネルギーの安全保障と地球温暖化対策に貢献するとともに、その過程を通じて学術の進歩、産業の振興にも寄与すること、3)放射線の利用に係る活動を、絶えずその特徴を伸ばし、欠点を克服する努力を行いつつ推進して、学術の進歩、産業の振興に貢献すること、4)国の施策を、有意性、経済性、社会的受容性の観点から最も効果的で効率的なものとすること、の4つを基本的目標にして、引き続き、行政活動や民間の事業活動をチェックし、時々に国民の皆様のご意見を伺い、新たな政策課題があれば、これについて基本的な考え方を決定し、あるいは、行政当局との意見交換を通じて私どもの判断を申し上げてきております。

新計画策定会議もまた、この活動の一環です。と申しますのは、国の施策は全体としてこの目標を効果的かつ効率的に追求するものでなければなりませんから、関係行政庁においては、原子力委員会が、長期的かつ総合的視点に立って定める基本的考え方を踏まえて、それぞれが所掌する分野において施策を企画・実施するのが効率的ですし、この活動は国民の理解を得て進められる必要があり、原子力研究開発利用に携わる当事者にはそのための努力が当然に求められるわけですが、それらが原子力委員会が国民の意見を踏まえつつ定めた基本的考え方に基づき推進されることは、この理解を得るのに効果的と考えられるからです。

そこで、私ども、当然のことながら、日々の活動においては現行の長期計画をその

規範に使っているわけですけれども、近年の内外情勢と原子力開発利用動向は、こ れが想定しているところとかなり違ってきています。そこで、昨年6月にこれを見 直して、今後10年間の原子力研究開発利用推進の基本的考え方と推進のための施 策の方向性を国民、国際社会及び原子力関係者に明らかにする新たな計画の策定を 決定し、その審議の場として新計画策定会議を設置しました。策定会議は、原子力 関係者のみならず、経済界、法曹界、立地地域、マスメディア等各界の有識者から 成り、橋本茨城県知事にも委員をお引き受けいただいているところでございます。 審議はすべて公開し、審議に供された資料及びその議事録をインターネット等を通 じて公開するなど、透明性の高い審議に努めて、これまで28回に及ぶ審議を行っ てきました。現在は、個別の重点課題について論点を整理し、お手元にお配りして あります新計画の構成をとりまとめて、検討項目に落ちがないか国民の皆様のご意 見を頂戴しているところです。来月にはそのご意見を踏まえて、新計画の起草に入 りたいと考えているところです。今日これからお話申し上げますのは、これまでの 審議を振り返って、今日の時点で重要と考えておりますところについて私の考えを 申し述べるものでございますので、そのようにお聞き頂き頂けますと幸いでござい ます。

ところで、先ほど申し上げた基本目標を達成するためには、なにより原子力の科学技術がしっかり研究開発されなければなりませんし、また、その成果を踏まえた産業活動が生き生きと進められなければなりません。しかも、それらの活動は社会のよき隣人としての活動でなくては社会的存在たりえません。そこで、私としては、原子力政策は、次の5つの方向に則って取り組まれるべきものではないかと考えております。

その第一は、原子力活動基盤の一層の充実です。いま申し上げたように、原子力活動を行うものは社会のよき隣人であるべきところ、このためには当事者にそのように振舞っていただくのが一番大切なのですが、同時に、国としても一定のルールを決めて、これをもってよしとするところを決めておくことが紛争の未然防止の観点から重要であると考えます。これらを原子力活動基盤と呼ぶことに致しますと、こうした基盤はすでにあるのですけれども、これを絶えず改良改善していくことは極

めて大事と考えるのです。

第二は原子力利用の着実な推進です。わが国においては、原子力発電が地球温暖化の抑制、我が国のエネルギー安全保障に貢献してきています。また、放射線が農業、医療、工業など、少なからぬ規模の産業活動等において利用されています。こうした産業活動は、企業家の自由な経済活動として実施されるべきであり、これについて政府は、先ほど申し上げた社会のルールを定めて遵守を求める以外には口を出すべきではありません。しかし、地球温暖化問題及びエネルギー問題への対応の必要性の増大、電力自由化等による電気事業を取り巻く情勢変化、放射性廃棄物の処理・処分への取組の重要性、技術革新をめぐる激しい国際競争とそれに寄与する放射線利用の高度化・多様化の進展などの新しい動向を踏まえれば、企業家がもてる資源を最大限に活用する活動を強化し、これらがその事業の市場における競争力を一層高める改良・改善に取組むことには少なからず公益があると考えられるところ、その大きさに応じて、政府は効果的な誘導策を講じるべきと考えます。

第三は、優れた科学技術を生み出す努力である原子力研究開発を着実に推進することです。今後とも原子力利用活動が人類の持続的発展に貢献し、わが国のエネルギー安全保障や産業の振興、国民の生活の質の向上に継続して寄与していくことができるためには、既存技術の効果的活用のための研究や、これらを置き換えて使われるべき利用価値の高い原子力技術や新しい市場を開拓できる革新技術を用意するための研究開発活動が推進されるべきだからです。

第四は、国際的取組を着実に推進することです。我が国は、国際社会の一員として原子力利用に係る国際規範を遵守し、この規範や関連インフラの整備に参加してきていますが、現在、NPT及びIAEA体制の強化の必要性などが指摘されるところ、引き続きこれらの活動に参加していくことが重要だからです。さらに、原子力利用の国際的広がりは、環境・エネルギー問題という人類が共通して直面している課題への対応という面で望ましいので、人類の福祉の向上に寄与する観点からそのための国際協力や国際展開に積極的に取り組むべきだからです。

第五には原子力活動をきちんと評価しながら進めることです。私たちは、グローバル化、巨大化、複雑化していく現代社会において原子力研究開発利用活動を公共の福祉に資するよう進めることが求められています。しかし、未来のことです。研究者や従業員が思ったよりよく働いてくれるかもしれないし、そうでないかもしれない。地球温暖化問題がもっと深刻とわかるかもしれないし、あるいは人々の価値観が変わるかもしれない等の不確実性が未来には横たわっています。にもかかわらず目標を実現していくためには、その活動の担い手がこうした不確実性を予め考慮して目標達成リスクを評価しながら、適切に事業を進めていくべきだからです。

それでは、このような基本的方向に沿ってどのようなことにどのように取り組んでいくことが重要なのでしょうか。このことについて残りの時間でお話ししたいと思いますが、すべてを尽くすことは不可能ですので、いくつかに絞ってのお話になることお許しいただければと思います。

基本的方向の第一は原子力活動基盤の一層の充実というということですが、この方向に沿っての重要な取組は、第1に安全の確保、第2に原子力と国民社会の共生、第3に平和利用の担保、そして第4に人材の育成です。

原子力施設においては、主として設備の故障や誤操作に起因するリスクを低く抑制する安全対策と、主として悪意をもった妨害破壊行為に起因するリスクを低く抑制する防護対策を確実に整備する必要があり、これらに関して、国の規制責任、事業者の保安責任が十分に果たされなくてはなりません。しかしながら、近年における事業者における不正行為の申告を契機とした一連の点検で発見された行為や死傷者を伴う極めて重大な機器損壊事故の発生は、当該事業者はもとより、国の規制行政の有効性に対する国民の信頼に重大な影響を与え、多数のプラントや再処理工場の試験を長期にわたり停止せざるを得ない事態をもたらしました。また、これから、事業者の安全確保活動や国による規制活動に対する国民の信頼が得られないと、事業者が原子力施設を計画どおりに利用できないのみならず、エネルギー安全保障や地球温暖化対策への貢献といった原子力発電に期待されている公益の実現も阻害されることも明らかになりました。さらに、我が国の原子力発電所は、2010年

には運転開始後30年を超えるプラントが20基となり、施設の高経年化対策の重要性が一層増してきているのですが、これらの事故の原因が経年劣化に関係していることから、この高経年化対策に対しても人々の関心が高まりました。

そこで、これらのことを踏まえて、国は安全規制体系の見直しを行い、事業者はこれらの事故・事象に対する深い反省にたって安全確保に対する取組のあり方の見直しを行い、法令の遵守、品質保証体制の改善、情報公開等に取り組んできていると評価しますが、原子力委員会としては、国と事業者が、こうしたリスク管理活動をリスク評価結果を効果的に活用して評価し、これをより効果的で効率的なものにしていくとともに、こうしたリスク管理のあり方について国民に説明し、多様な意見に耳を傾けるなどして対話を重ね、国民の信頼を回復していくべきと考えています。

原子力安全に関係してもうひとつ重要なことは、核物質防護や有事対策です。米国同時多発テロ等を契機として国際的な核セキュリティ強化の動きに対応するように原子炉等規制法が改正され、設計基礎脅威の策定や核物質防護検査制度の導入等の規制強化が行われました。また、有事対策についても、武力攻撃事態への対処の態勢整備の一環として、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(国民保護法) 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(武力攻撃事態対処法)などが制定されましたので、委員会としては、国や事業者に、これらに基づき、適切な対応をお願いしているところです。なお、これらに関連して重要なのは防災訓練です。これは国、地方自治体及び事業者は、関係組織において担当者が入れ替わっていくことも踏まえ、怠ることなく繰り返していくことが重要と考えております。

利用基盤整備の観点からの最も重要な取組のひとつは原子力の国民・社会との共生にむけての取組です。この取組の第一は、国民と社会に対して原子力政策の立案・決定過程、及び原子力関係機関の諸活動の透明性を確保することですが、それに加えて、国、原子力事業者等は、国民や地域社会が知りたい情報は何か、「原子力をどう考えているのか、それはなぜなのか」を知るための広聴活動を国民、地域社会との相互理解を図る活動の出発点に位置づけ、それにより得られた意見等を踏まえ

て、広報や対話の活動を進めるべきと考えます。国や民間事業者においては、それぞれの立場から地域社会の信頼の確保・維持に努めているところですが、地方自治体におかれましても、国などによる原子力施設の安全確保に向けた真摯な取組がなされることを前提に、地元住民と国や民間事業者との相互理解が着実に進むようご協力いただけるよう期待しております。特に、地方自治体が行う原子力発電に係る判断・評価などにおいては、国により適切に安全規制が行われ、地域社会や地方自治体に対して国のエネルギー政策や安全確保のための活動の内容の説明が十分に行われることを前提に、これらを効果的に活用するなど、国と密接な連携が図られることを期待しております。

これまで、国は、電源三法(電源開発促進税法、電源開発促進対策特別会計法、発電用施設周辺地域整備法)を定め、電力の安定的な供給を確保する観点から有用な発電施設を立地する地方自治体に対する交付金等により、施設周辺地域における公共用施設の整備や産業の振興に寄与する事業を支援してきておりますが、この制度は、地域の実情に応じて描かれる多様な地域活性化策に対して使用が可能となるよう、引き続き見直していくべきと考えております。また、近年に至り、地域開発政策において自助と自立を基本方針に地域特性や住民ニーズを踏まえて活性化を図る立地地域の取組が重要視され、それに向けて国が支援する仕組みが用意され始めております。そこで、原子力施設が所在することを長期的、広域的、総合的な地域振興に生かして、地域の持続的発展を目指すためのビジョンを自ら主体的に構築し、実現を図る取組が活発に行われ、所在の原子力事業者、若しくは広域的には関係する大学を含む研究開発機関等が、地域の一員であるという自覚のもとにその有する資源やノウハウを広く活用してその企画段階からパートナーとして積極的に参加していくことを期待しているところです。

平和利用の担保につきましては、我が国は、原子力利用を厳に平和の目的に限って推進することとし、核兵器不拡散条約(NPT)に加入し、国際原子力機関(IAEA)と包括的保障措置協定及び追加議定書を締結するとともに、国内保障措置制度を整備・充実するなど、国際的な核不拡散制度に積極的に参加してこれを厳格かつ誠実に遵守してきていますが、プルサーマルの実施や六ヶ所再処理工場の本格稼

動を控えた我が国においては、平和利用の厳守と国際的規範の遵守の重要性、これが原子力文化だと私は思うのですが、この文化が行き渡っていることを改めて確認し、このことを国内外にさらに明確に示すため、プルトニウム利用の姿のより一層の透明化を図ることが重要と考えております。

人材の育成・確保に関しては、原子力分野の職場に魅力を取り戻すべく、安全規制活動も含めて効果的な品質マネジメントを通じて創意工夫を生かせる職場を実現していくことが重要と考えています。また、事業者、その協力会社、国、地方自治体には、事業者・協力会社間の垂直の連携にとどまらず、事業者間、協力会社間の水平連携等の可能性を含めて、長期的視点に立って適切な人材確保策を検討していくことを期待しています。さらに、放射線医療分野の専門家の養成については、諸外国と比べて不足していることから、その緊急性に鑑み、国や大学等の関係団体、特に研究開発機関において早期にその育成・確保に努めることを期待しています。

原子力政策の基本的方向の第二は、原子力利用の着実な推進です。我が国は、エネルギー自給率(原子力を除く)が主要先進国の中で最も低く4%に過ぎず、エネルギー資源のほとんどを海外に依存しています。また、一次エネルギーの50%弱を石油に依存し、その87%を中東に依存しています。世界に目を転じれば、発展途上国を中心とする経済成長と人口増加により世界のエネルギー需要は大幅に増加していくと予想されています。また、世界のエネルギー需要の増大に伴い、地球温暖化が進行することが懸念されており、この懸念を踏まえた国際的な取組である京都議定書が2005年2月に発効したことに伴い、我が国は議定書の第1約束期間である2008年から12年において温室効果ガスの年間総排出量の平均を基準年(1990年)比マイナス6%の水準にまで削減する義務を負っています。

そこで、我が国としては、省エネルギー努力に最大限に取り組む一方、二酸化炭素排出量の少ないエネルギー源を最大限に活用して、この義務を遵守することは当然として、その後においても持続的発展が可能な循環型社会の形成を目指して、一段と取組を強化していく必要があります。この分類に属する新エネルギーは、分散的に利用が可能であるという特徴を有しますが、エネルギー密度が小さく、経済性や

供給安定性に課題が存在します。他方、原子力発電は、発電過程で二酸化炭素を排出しないこと、ウラン資源が政情の安定した国々に分散して賦存すること、さらに、核燃料サイクルにより供給安定性を一層改善できること、高速増殖炉サイクルが実用化すれば資源の利用効率の飛躍的な向上が可能であること等から、エネルギーの安定供給の確保に貢献し、地球温暖化問題に対応する有力な手段として期待できます。そこで、わが国としては、原子力発電に対して2030年以後も総発電電力量の30~40%程度という現在の水準程度か、それ以上の役割を期待することが適切であると考えます。

このことを可能にするためには、その安全性、経済性、環境適合性を絶えず向上さ せ、持続的発展を遂げる社会のエネルギー源として一層ふさわしいものとしていく 努力が続けられるべきです。このため、まずは既設プラントを個々のプラントにお いて安全が確保できる範囲で最大限活用するとともに、安全の確保や地元をはじめ とする国民の理解を大前提に新規立地に取り組むことを基本とすること、2030 年前後からは既設プラントを順次代替すること、代替プラントについては炉型とし ては現行の軽水炉を改良したものとし、スケールメリットの効く大型炉を中心に位 置付けることを基本としていくべきと考えます。そこで、電気事業者には、欧米の 原子力発電プラントに比較して設備利用率や被ばく量において後塵を拝している 状況に鑑みて、日本原子力技術協会などを通じて国内外の技術情報の共有・活用を 図りつつ、経年変化の技術的評価を基に計画的に適切な保守を行い、原子力発電の 安全かつ安定的な運転を期待するとともに、出力増強、設備利用率向上といった高 度利用を実現するための、定期検査の柔軟化に対応できる検査技術や出力増強実現 のための安全評価技術や計測技術の高度化努力とその検証などに取り組むことを 期待します。一方、製造事業者には、国の取組や電気事業者の取組と相まって、原 子炉設備の徹底した標準化や斬新な設計思想に基づく独自技術の開発に努め、その 発信能力を高めるとともに、企業間の連携を進めるなどして事業の効率性を格段に 高めることにより、世界市場で通用する規模と競争力を持つよう体質を強化するこ とを期待する次第です。

なお、我が国は、1990年代より、使用済燃料を再処理し、回収されるプルトニ

ウム、ウラン等を有効利用することを基本的な考え方とし、そのための研究開発や 事業体制、規制・誘導制度の整備を行ってきたところですが、国内における再処理 事業や高速増殖炉開発の遅れ、電力自由化に伴う電気事業者の投資行動の変化、諸 外国における原子力政策の動向等により、この考え方に対して、核燃料サイクルの 経済性の問題や核不拡散にかかる問題、安全性に対する懸念を中心に様々な指摘が なされました。そこで、原子力委員会は新計画策定会議において、使用済燃料の再 処理を行なう場合と直接処分を行なう場合について、経済性、安全性、核不拡散性、 循環型社会への追究、エネルギー安全保障、将来における不確実性への対応能力の 確保など総合的に勘案し、政策的意義の比較衡量を行いました。その結果、たしか に再処理を行なう場合は、現在のウラン価格の水準や技術的知見に基づくある前提 の下で試算すれば、核燃料サイクルコストが0.5~0.7円/kWh高く、経済 性の面では劣るけれども、エネルギー安全保障の面では1~2割のウラン資源節約 効果があり、環境適合性の面では、高レベル放射性廃棄物の潜在的有害度を低減し、 体積や処分場の面積も減じるなど、資源をなるべく有効に利用し、廃棄物量をなる べく減らすという循環型社会の目標に対する適合性が高いし、さらに、高速増殖炉 サイクル技術が実用化すれば、これらの優位性が格段に高まるので、将来ウラン需 給が逼迫する可能性を見据えた上で、原子力発電を基幹電源に位置づけて長期にわ たって利用していく観点からは、総合的にみて再処理を行う場合の方が優位と判断 しました。もちろん、長期的には、技術の動向、国際情勢等に不確実要素が多々あ ることから、国及び民間事業者は、それぞれにあるいは協力して、状況の変化に応 じて最善の政策選択を行うことを可能にするために必要な調査研究を、基礎基盤研 究の一環として、適宜適切に進めていくべきですし、他方、高速増殖炉サイクル技 術についても現在の研究開発活動を着実に進め、それらの実績の評価を踏まえつつ、 その採用のあり方を検討していくべきです。いまのところ、ウラン需給の動向など を勘案すると、経済性などの諸条件が整うことを前提に、2050年頃から高速増 殖炉サイクルを商業ベースで導入することを目指して研究開発を進めるのがよい のではないかと考えています。

もうひとつの原子力科学技術の利用分野である放射線利用ですが、これは多様な分野で利用されて、国民の健康や生活の水準向上、産業振興などに大きく貢献してい

るわけですが、近年は、さらに、加速器技術及びレーザー技術の目覚ましい進展により、従来と比較して強度が強く、目的にあった質の高い粒子線や電磁波の発生・制御が可能となり、その利用技術の高度化と多様化も進んでいます。このような先進的な技術は「量子ビームテクノロジー」と呼ぶべき新たな技術領域を形成し、世界各国において最先端の科学技術・学術分野から、各種産業に至る幅広い分野を支える基幹的な共通科学技術として活用が期待されています。そこで、国は、放射線利用技術の高度化に向けた適切な支援策を講じるとともに、先端的な施設・設備については、国と民間の科学技術活動に対する効果の大きさを踏まえつつ整備を行うことが適切と考えています。なお、地方自治体の実施する地域産業の振興策等と適切に連携を図ることにより、この分野の先端技術を用いた地域産業の創出、技術水準の向上、多様な産業展開等が期待できますから、国・地方自治体・事業者は自治体のイニシアティブのもと、パートナーシップを組んで、関連施設の整備と、基盤インフラの共用を含めた有効活用を図ることが重要と思っております。

原子力利用の着実な推進にとって欠かせないのが放射性廃棄物の処理・処分です。原子力の便益を享受した現世代は、これに伴い発生した放射性廃棄物の安全な処分への取組に全力を尽くす責務を有しているわけですから、元来、利用と同時に処分活動が行われるべきなので、立ち上がりが遅れている活動については早急に制度整備を求めたいと考えています。また、廃棄物の処理・処分技術は3Rに基づく循環型社会の実現を目指すために必須の技術ですから、日本原子力研究開発機構等の研究機関がこれを効果的かつ効率的に行うことのできる技術開発を主要な使命に掲げて進めることを期待しています。

ところで、原子力発電を競争力のある安定的な基幹電源として維持していくためには、核燃料サイクルを含めその技術の改良改善を図り、さらには革新技術の導入を目指す研究開発を継続的に実施していく必要があります。放射線利用の分野においても放射線の発生技術から応用技術までに様々な可能性が引き続き提起されており、今後とも多様な展開を目指して展開先と共同して研究開発を積極的に進めていくべきと思います。

ところで、原子力研究開発は、従来、科学技術発展のゆりかごといわれることもありました。それはその対象とする技術が多方面の科学技術の総合の上に成立するものであることや、実現時期がかなり遠い将来と考えられる技術に関しての探索的な研究から、実用技術の改良改善に係る実現時期が近いところにある研究開発まで様々な段階にある研究開発課題に並行して取り組んできたからと思っています。しかし、いまや5年、10年と国の研究開発資金を使わせていただいたら、国民の皆様にどんな成果が出るのかを明らかにするべき時代です。そこで、たとえば、基礎的・基盤的な研究は、とにかくある水準で続けることが原子力の技術基盤を支えるのに必要ですから、いまとほぼ同様な水準の投資をお願いします。しかし、革新的な技術概念の実現を総合的に試行する研究開発、これはITER計画をはじめとする核融合エネルギーを取り出すシステム開発や高温ガス炉を用いた水素製造の研究などが該当すると思いますが、これは10年後に実用化できるわけではありません。10年後に対する約束は、企業家が将来において使いたいと思う革新的技術システムができることを示すことであり、そんな約束でもいいと国民の皆様が考えるなら、投資が行われることになるのだと思います。

他方、すでにそういう革新的技術システムができることが示されているところ、これを企業家がそれでは自分の将来の事業のために使えるかどうか試して見たくなる、そういう状態にする、つまり、実用化の有力な選択肢となる段階まで開発してみる活動もあるでしょう。これはお金がかかりますから、国としてはお客さんがつく可能性のあるものに絞って投資することになります。 その代表が高速増殖炉とその燃料サイクル技術の研究開発です。これについては日本原子力研究開発機構を中核として「もんじゅ」の運転を早期に再開し、10年程度以内を目途に「発電プラントとしての信頼性の実証」と「運転経験を通じたナトリウム取扱技術の確立」という所期の目的を達成することに優先して取り組むとともに、2015年頃から高速増殖炉サイクルの適切な実用化像とそこに至るまでの研究開発計画についての国としての検討を行うことができるようにお願いしたいと思っています。

第四に、国際的取組の着実な推進が基本的方向として挙げられます。国際的取り組みは、核不拡散、国際協力、原子力産業の国際展開の3つに分けられます。 世界各国のIAEA追加議定書の締結や、原子力供給グループ体制の強化等の核不 拡散体制の維持・強化に取り組むとともに、核軍縮外交を着実に推進すべきことから、引き続き核不拡散体制の維持・強化に取組むこととしています。

国際協力については、途上国協力は、相手国の原子力に係る知的基盤の形成、経済社会基盤の向上などに寄与することを目的とし、協力を進めるべきとしています。 先進国協力及び国際機関への参加・協力については、先進国共通の責務を果たすこと、我が国の研究開発リスク及び負担の低減を図ることなどを目的として、積極的に推進すべきとしています。

原子力産業の国際展開については、各国が原子力発電を導入・拡大することは、エネルギー資源をめぐる国際競争の緩和や地球温暖化の抑制につながり、我が国にとっても利益のあることですから、国は、こうした国々に対して我が国の原子力産業が国内で培われた技術を供給する取組を意義のあることとして、国際的な核不拡散体制の枠組みに沿った輸出管理を行うことなどを前提として、官民協調して対応することが重要であるとしています。

最後に原子力活動の評価をなせという基本方向に関する取組について申し上げます。第一に求めたいのは、政府が、研究開発などの情報提供活動や、規制・誘導等の行政活動を行う際に、様々な不確実性に係るリスクを見極めて、有意性、経済性、社会的受容性の観点から最も効果的で効率的な施策を企画し、推進していくことです。既に行政部門には行政評価の実施が義務付けられているところ、これを行政の品質マネジメントの観点から充実し、目標とその達成手段の関係における不確実性を管理しつつ施策を推進し、それぞれの段階において適切な評価を実施し、評価結果を公表するとともに、施策の見直しや資源配分等に反映していくべく工夫することを求めたいのです。さきほど申し上げました研究開発については、特にこのことについて力を入れていくべきと考えています。

また、民間においては、経営上の驚愕と損失とを最小化するために事業リスク管理が重要な経営課題になっていると理解していますが、これまでのところ、現実にはそれに必ずしも成功しているとは思えない。そして、その失敗が当該事業体にとどまらずにわが国の原子力開発利用活動全体に悪影響を与えてきた例が少なからずある。そこで、民間事業者に対しても、原子力利用活動のもつ公益に鑑み、国民の

信頼を確保しつつ健全な効率性を追及するように、事業リスクの管理を行って経営 していただくことを期待したいと思っています。

以上、駆け足で、原子力委員会の仕事、原子力政策の構造、そして当面重要と考える取組について考えているところをお話させていただきました。ご静聴を感謝します。